



自由民主党 衆議院議員

**むねきよ 皇一**

## ご挨拶

地元の皆様にご無沙汰をお詫び申し上げると共に、日頃のご厚情に感謝申し上げます。

さて、今国会では、新型コロナウイルス感染症対策を主としながらも、国民生活に必要な法律案53件等を成立させることができました。また、予算として、令和2年度当初予算102.6兆円に加えて、第1次補正予算、第2次補正予算、合計160.3兆円を成立させることができました。

緊急事態宣言中は小生並びに事務所スタッフの外出が制限されていたため、お問い合わせが出来ず、大変歯がゆい思いであります。また、皆様からの電話相談等の様々なご要望にお応えしようと努力を重ねてきました。

また、政府の支援策は非常に複雑で分かりづらい、とのご意見に対応するため郵便やSNS等を使って積極的に支援策等の情報発信に力を注ぎました。

新型コロナウイルス感染症によって皆様の生活にも大きな影響が出ていると存じます。国民生活の安定と経済再生に全力で取り組む決意で今後とも邁進して参ります。

### 過去最大 令和2年度当初予算の概要

(歳出)	(令和2年当初)
国債費	233,515億円
一般歳出	617,184億円
社会保障関連	358,121億円
社会保障関連以外	259,062億円
地方交付税交付金等	158,093億円
臨時・特別の措置	17,788億円
合計	1,026,580億円

### 新型コロナウイルスへの緊急経済対策

#### 令和2年度第1次補正予算の概要

①感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発	25,000億円
②雇用の維持と事業の継続	888,000億円
③次の段階として官民を挙げた経済活動の回復	85,000億円
④強靭な経済構造の構築	157,000億円
⑤今後への備え	15,000億円

#### 令和2年度第2次補正予算の概要

①雇用調整助成金の拡充等	4,519億円
②資金繰り対応の強化	116,390億円
③家賃支援給付金の創設	20,242億円
④医療提供体制等の強化	29,892億円
⑤その他の支援	47,127億円
⑥新型コロナウイルス感染症対策予備費	100,000億円



予算委員会分科会にて質問しました



総務委員会にて質問しました



医療体制を守る為「ブッシュ型支援」を要請

加藤勝信厚生労働大臣に対する「新型コロナウイルス感染症患者を診療している医療機関への支援に関する要望書」を橋本岳大臣に手渡しました。大阪の医療体制が絶対に崩壊することのないよう国に対して特段の支援を強く要望致しました。要望を受け、医療スタッフを守る感染防止用のフェイスシールドやN95マスクなどのPPE(防護服)約100万枚が大阪府を含む備蓄不足の自治体に配布されました。

#### Kouichi Munekiyo Profile

昭和45年8月9日 東大阪市生まれ (49歳)
昭和58年 東大阪市立玉川小学校卒
昭和61年 東大阪市立玉川中学校卒
平成元年 大阪府立花園高等学校卒
平成6年 龍谷大学・文学部・文学科英文学卒
平成6年 民間企業勤務
平成9年 塩川正十郎事務所勤務
平成19年 大阪府議会議員初当選
平成23年 大阪府議会議員選挙2期目当選
平成26年 第47回衆議院議員総選挙初当選
平成29年 第48回衆議院議員選挙当選(2期目)

#### むねきよ LINE

月に2回程度国会の報告などを送らせて頂きます。  
是非ともご登録お願い申し上げます。



#### 私たちと一緒に活動しませんか 党員を募集しています

党費  
(4,000円/1年 家族党員 2,000円/1年)

#### 入党資格

- わが党の綱領、主義、政策等に賛同される方
- 満18歳以上で日本国籍を有する方
- 他の政党の党籍を持たない方

入党に関するお問い合わせは、最寄りの自民党所属議員並びに各支部まで

#### 自由民主党大阪府第十三選挙区支部

#### 衆議院議員 むねきよ皇一事務所

住 所 東大阪市荒川 1-13-23

電 話 06-6726-0090

F A X 06-6726-0091

ホームページアドレス  
<http://www.kouichi-munekiyo.com/>

宗清皇一

検索

ツイッター <https://twitter.com/munekiyooffice>  
メルマガ 3k-munekiyo@j-nop.co.jp へ空メール

ひとりで悩まないでください。法律や行政、暮らしのご相談があれば、お気軽にお声をかけて下さい。

# 「新型コロナウイルス感染症対策の主な事業」

## 個人(うけとる)

### ■住居確保給付金 3ヶ月から最長9ヶ月

- 一定額を上限に家賃を支給
  - 離職や廃業から2年以内または休業等により収入が減少し離職等と同程度の状況にある方が対象
- 【目安】単身世帯:38,000円 2人世帯:46,000円 3人世帯:49,000円  
※支給期間は、原則3ヶ月間  
お問合せ:東大阪市住居確保給付金相談窓口 電話 06-6748-0102



住居確保給付金

### ■学生への支援策

- アルバイト収入の激減等の経済的困難な学生等に対して、将来の経済社会基盤を確保する観点から「学生支援緊急給付金」を創設しました。

【対象学生】以下の①～⑥を満たす方

- ①家庭から多額の仕送りを受けていない
  - ②原則として自宅外で生活している(自宅生も可)
  - ③生活費・学費に占めるアルバイト収入の割合が高い
  - ④家庭の収入減少等により、家庭からの追加的給付が期待できない
  - ⑤アルバイト収入が50%以上減少している
  - ⑥既存の支援制度と連携を図り、「学びの継続」の確保を図っている
- 【支給額】住民税非課税世帯の学生は20万円。それ以外の学生は10万円  
お問合せ、申請方法等:在学されている各学校にて受付



学生支援緊急給付金

## 個人・個人事業者共通(減額・減免・猶予)

### ■国民健康保険、後期高齢者医療の保険料の減免等

- 保険料の全部又は一部を一時に納付することができない方について、保険料の減免や分割納付、納付の猶予が認められる場合があります。
- 【対象】一定程度収入が下がった方が対象 【内容】個人が納める保険料の減免等  
お問合せ:東大阪市 保険料課 電話 06-4309-3168



保険料課

### ■課税期間開始後における消費税の課税・免税事業者選択届出に関する特例

- 本特例を受けて課税事業者を選択する場合、課税事業者を2年間継続する必要はありません。
- 要件 令和2年2月1日～令和3年1月31日のうち、1ヵ月以上の任意の期間の収入が、前年同期比で約50%以上減少。当該課税期間の申告期限までに税務署に申請書を提出した場合。

お問合せ:最寄りの税務署



国税庁

## 個人事業主・法人事業主共通(うけとる)

### ■家賃支援給付金

- 中堅・中小・小規模・個人事業主で、売り上げが①単月(1ヵ月)で50%以上減少した方、又は、②複数月(3ヵ月)で30%以上減少した方。
- 法人事業者(中堅・中小・小規模事業者)の場合、月額75万円の2/3に当たる月額50万円、6ヵ月で300万円が上限です。
- 個人事業者の場合、37.5万円の2/3の当たる月額25万円、6ヵ月で150万円が上限です。
- 複数店舗を所有する場合など、家賃支払い額が高い者を考慮して、上限を超える場合の特例措置が設けられます。(上限額は超過分1/3を給付、上限額は法人で100万円、個人で50万円に引き上げられます。)  
例:法人で家賃が225万円の場合  
75万円×2/3=50万円(補助)、加えて、残りの150万円×1/3=50万円(補助)となり、最大で100万円受け取ることが出来ます。  
100万円/月×6ヵ月=600万円  
※申請窓口は6月下旬～7月上旬頃に設置される予定です。



事業主の方

### ■小学校等の臨時休業等に伴う特別休暇取得制度への支援

- 新型コロナウイルス感染症の影響により小学校等が臨時休業となった場合に、子どもの世話をを行う保護者である労働者に有給の休暇を取得させた事業主を支援するため、小学校休業等対応助成金の日額上限を8,330円→15,000円に引き上げます。
  - 今般、対象となる休暇取得の期限を延長し、令和2年2月27日から9月30日までの間に取得した休暇についても支援を行います。
  - また、病気休暇等の特別休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業等に対し、引き続き助成金により支援します。
- ※委託を受けて個人で仕事をする方が契約した仕事をできなくなった場合に支給する 小学校休業等対応支援金の日額の引上げ(4,100円→7,500円)については、既定予算を活用して行います。
- ※新型コロナウイルス感染症の影響により、家族の介護を行う労働者に有給の休暇を取得させた事業主を支援するため、既定予算を活用して、両立支援等助成金(介護離職防止支援コース)の特例を設けます。
- お問い合わせ:学校等休業助成金・支援金・雇用調整助成金コールセンター 電話 0120-60-3999



個人で仕事をする方

## 法人事業主(減額・減免・猶予)

### ■固定資産税・都市計画税をゼロまたは1/2に軽減

- 【対象】中小事業者等の償却資産と事業用家屋の令和3年度分の固定資産税と都市計画税
- 【要件・軽減措置】令和2年2月～10月の任意の3ヵ月間の売上高が、前年同期と比べ、50%以上減少⇒ゼロ、30%以上50%未満減少⇒1/2
- お問い合わせ:中小企業庁 固定資産税等の軽減相談窓口 電話0570-077322



中小企業庁

※新型コロナウイルス感染症で影響を受けられた皆様にご活用いただける主な支援事業を上記にまとめました。詳しい情報は記事内のQRコードを読み込んでいただけたら幸いです。  
その他、第二次補正予算を活用して、中小・小規模事業者への融資規模の拡大、資本制資金の拡大、医療供給体制等の強化等を行います。  
また、予備費10兆円が計上されており、第2波、第3波等の緊急な対策にも万全を期して参ります。

### ■低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金

#### 【児童扶養手当受給世帯等への給付】1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

- ①令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている方
- ②公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない方
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が、児童扶養手当の対象となる水準に下がった方



ひとり親世帯臨時特別給付金

### 【収入が減少した児童扶養手当受給世帯等への追加給付】1世帯5万円

上記①・②の支給対象者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少した方

お問い合わせ:ひとり親世帯臨時特別給付金コールセンター 電話 0120-400-903

### ■新型コロナウイルス感染症対応休業支援金(雇用調整助成金の拡大)

- 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により事業主が休業させ、休業期間中の賃金の支払いを受けることができなかった中小企業の労働者に対し、当該労働者の申請により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金を支給します。

【支給額】1人1日当たりの助成額の上限11,000円/日、中小企業の被保険者に対し休業前賃金の80% (月額上限33万円)を休業実績に応じて支給  
※申請窓口は6月下旬～7月上旬頃に設置される予定です。



日本年金機構

### ■国民年金保険料の免除の特例

- 新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難となった場合の臨時にによる特例免除があります。

【対象】以下の2点をいずれも満たす方

- ①令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方
- ②令和2年2月以降の所得等の状況から見て、当年中の所得の見込みが、現行の国民年金保険料の免除等に該当する水準になることが見込まれる方

【対象期間】令和2年2月分以降の国民年金保険料が対象

【申請先】必要な添付書類とともに、住民登録している市役所または年金事務所へ郵送してください。  
※申請書等を直接提出していただくことも可能ですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、できる限り郵送による手続きをご利用ください。

お問い合わせ:東大阪年金事務所 電話 06-6722-6001

### ■雇用調整助成金の抜本的拡充

- 休業する事業主を支援するため、4月1日以降に開始される賃金締切期間中の休業について、9月まで雇用調整助成金の日額上限を8,330円から15,000円まで特例的に引き上げます。同時に解雇等を行わない中小企業の助成率を10/10に引き上げ、緊急対応期間を9月まで延長します。

上限15,000円/人×休業日数

令和2年4月1日から令和2年6月30日までの休業等に適用



雇用調整助成金

※雇用保険の被保険者以外も対象

お問い合わせ:ハローワーク布施 電話06-6782-4221 東大阪労働基準監督署 電話06-7713-2025

### ■持続化給付金の対応強化

- 売上が前年同月比で50%以上減少している方に対して給付します。
- 予算総額を積み増すとともに、フリーランスで、主たる収入を雑所得や給与所得の収入として申告している方も対象となります。

・本年3月末までに創業した事業者については、3月末までの平均事業収入と比較して、売り上げ要件を満たす場合、対象となります。

【給付額】法人は最大200万円、個人事業者は最大100万円

【申請方法】持続化給付金の申請用ホームページよりオンライン申請

お問い合わせ:持続化給付金事業コールセンター 0120-115-570



持続化給付金

### ■中小企業生産性革命推進事業による事業再開支援

- 業種別ガイドライン等に基づいて中小企業が行う、事業再開に向けた消毒設備や換気設備の設置などの取組を支援。

- 特別枠(類型B又はC)の補助率を引き上げるとともに、感染防止対策の取組に対して、新たに定額補助・補助上限50万円の別枠(事業再開枠)を上乗せする。

①特別枠の申請要件(※経費の1/6以上が、以下のいずれかに合致)

類型A:サプライチェーンの毀損への対応 類型B:非対面型ビジネスモデルへの転換

類型C:テレワーク環境の整備

②事業再開枠(新設)の対象

消毒、マスク、清掃、飛沫防止対策、換気設備、その他衛生管理、掲示・アナウンス

お問い合わせ:持続化補助金(東大阪商工会議所) 電話 06-6722-1151

ものづくり補助金サポートセンター 電話 050-8880-4053

IT導入支援事業コールセンター 電話 0570-666-424



生産性革命推進事業

### ■厚生年金保険料等の納付猶予の特例

- 【対象】新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1ヵ月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上の減少があった事業主

【内容】申請により、1年間、特例として厚生年金保険料等の納付を猶予。担保の提供は不要、延滞金もゼロ

※令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する厚生年金保険料等が対象

お問い合わせ:最寄りの年金事務所又は加入している健康保険組合



日本年金機構